

## 回 答 書

2005年3月23日

株式会社ノヴァ代理人

弁護士 寺村温雄 殿

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理 事 長 長 尾 治 助

(連絡先)

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所内

TEL 075-222-0011 / FAX 075-222-0012

弁護士 長 野 浩 三 (理事・事務局長)

前略、貴社からの平成16年12月28日付書面に対し、下記のとおりご回答  
します。

当法人が貴社に対し申入をする根拠法は消費者基本法8条です。同条は、「消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。」と定めており、消費者団体の重要な役割として消費者被害の防止及び救済のための活動を挙げております。貴社の使用する約款に基づく中途解約金についての苦情は相当数あると聞いており、貴職ご存じのとおり、当法人所属弁護士らが代理人となって貴社に対し中途解約金の返還を求めたこともあります。

また、先般、東京地裁では、貴社の約款のうち、中途解約金の精算方法を定める部分が特定商取引法に反するとして、生徒の主張する中途解約金の返還請求が認められた判決もあると聞いております。

このような状況及び既にお送りしている申入書に記載の内容からすれば、貴社の使用している約款は消費者被害を生み出しているといわざるを得ません。

以上のとおり、当法人は、上記消費者基本法8条に基づき、消費者団体として、貴社に対し、消費者被害の防止のための活動として申入をしているものです。

また、当法人の申入に対する回答義務が民間事業会社にあるかのおたずねですが、これについては当法人で回答すべき内容ではないと思料します。但し、誠実な企業姿勢からすれば、回答するのが当然ではないかと思料します。

なお、回答の有無及び回答結果については、公表することがありますので、念のため申し添えます。

草々